

○山中湖村定住化促進新築等補助金交付要綱

平成26年12月10日
訓令第26号

(目的)

第1条 この要綱は、人口の増加を促進し地域の活性化を図るため、本村内に住宅を新築し、または購入したのに対し、山中湖村補助金等交付規則(平成11年規則第11号号)に定めるもののほか、予算の範囲内で交付する山中湖村定住化促進新築等補助金(以下「補助金」という。)によりその経費の一部を補助することにより、定住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住とは、永住の意思をもって、村内に住民登録をし、生活の根拠が村内にあること。
- (2) 新築住宅とは、自己の居住のために所有するため、新たに建築した建物をいう。
- (3) 購入とは、自己の居住のために建築後一度も入居していない住宅を購入した場合をいう。
- (4) 転入者とは、平成22年4月1日以後定住を目的とし、村外から転入し、同居する配偶者を有する者。ただし、転出してから5年未満の転入者は除く。

(補助交付要件)

第3条 村長は、定住のため本村内に新規に転入し、住宅を新築又は購入した者(年齢40歳以下の者に限る。)で、次の各号のいずれにも該当するものに対し、補助金を交付する。

- (1) 永住の意思をもって村内に住民登録し、5年以上居住する者
- (2) 申請者本人または世帯員が、村税、使用料、手数料その他本村に対する債務の履行を怠っていない者
- (3) この要綱による補助金の交付を受けていない者

2 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請を受けようとする者は、村長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、新築又は購入した住宅に入居してから90日以内に行うものとし山中湖村定住化促進新築等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法による建築確認通知書又は確認証の写し
- (2) 建築工事請負契約書の写し又は家屋購入契約書の写し
- (3) 住民票謄本
- (4) 誓約書(様式第2号)
- (5) 返信用封筒(切手貼付のこと)
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 村長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を通知するものとする。審査を行う際必要があると認められるときは、現地調査を行うことができるものとする。

2 第1項の通知は、山中湖村定住化促進新築等補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとし、不決定のときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第6条 村長は、交付対象者からの請求に基づき、口座振込により交付するものとする。

(補助金の取消)

第7条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取消しすることができる。

- (1) 第3条第1項の要件に、変更や虚偽の内容が認められたとき。
- (2) 新築又は購入した家屋を5年以内に譲渡したとき。

(補助金の返還)

第8条 村長は、補助金の交付決定を取消す場合において、既に補助金が支払われているときは、補助金返還請求書(様式第4号)に返還の理由を記載し、当該補助金の返還を請求するものとする。

2 前項の規定より返還の請求を受けたものは、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。

3 前項の期間内に返還しないときは、当該請求金額に山中湖村諸収入督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例(昭和52年条例第5号)第3条第2項に規定する割合により計算した金額を加算して返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成22年4月1日以後に新築し、又は購入した住宅に係る補助金について適用する。この場合において、同日から施行の日までの間に住宅に入居した者に係る第4条第2項の規定については、同項中「新築又は購入した住宅に入居してから90日以内」とあるのは「村長が定める日まで」とする。

別表

種別	補助金額
住宅を新築した場合	100万円
住宅を購入した場合	100万円

様式第1号(第4条関係)

平成 29 年 1 月 10 日

山中湖村長 様

申請者 住 所 山中湖村 ^{山中 865-873} 
氏 名  平山ひみ 
電 話 
-62-3444

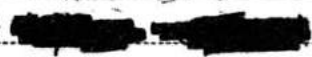
山中湖村定住化促進新築等補助金請求書

平成 29 年 1 月 5 日付け山湖生産発第 1-11 号で交付の決定を受けた山中湖村定住化促進新築等補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 1, 000, 000 円

2 補助金振込先

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義 (申請者本人)
山梨中央銀行	滝沢支店	(普) 当	(フリガナ) 
			名義人 

平山ひみ

村受付印



山中湖村

平成 28 年度

支出命令伝票(一般)

決裁	村長	副村長	統括	課長	課長補佐	係長	課員	起票者	
合議	総務課長	財政	管財						
			＊ ＊						

起票者	経済企画部門・生活産業課			(電話番号)
起票日	平成 29 年 1 月 16 日	決裁日	平成 29 年 1 月 23 日	

所 属	200002000 経済企画部門・生活産業課		
会 計	01 一般会計	予算区分	0 現年度
科 目	款	07 商工費	
	項	01 商工費	
	目	05 商工振興費	
	事業	5001 商工振興事業・定住化促進新築等補助金	
	節	19 負担金、補助及び交付金	
	細節	02 各種補助金	
	細々節		

金 額	¥1,000,000 円	源泉所得税	0 円
支払回数	1 回	社会保険料	0 円
負担行為額	1,000,000 円	住民税	0 円
支出命令済額	1,000,000 円	雇用保険料	0 円
支出命令残額	0 円	その他控除	0 円
源泉支払内容	*****	非課税額	0 円
		控除後の支払額	1,000,000 円

件名	山中湖村定住化促進新築等補助金		
摘要	申請者: 平山ひびき		
	請求書番号		

相手方等	支払方法	FD	支払希望日	平成 29 年 1 月 31 日
	住 所			
	氏 名	平山ひびき		
	銀行/口座			
	口座名義人	相手方番号		

出 納 機 関	
会計管理者	出納室長
	出納係

執行済 領収印 29.1.31

契約番号 *****

伝票番号 28-8370

整理番号 28-9

負担行為番号 28-2869

呼出番号 00036450

(主管課→出納室保存)

28 01 07-01-05 50-01 19-02-00

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	余 白	不動産番号	0917010020051
所在図番号	余 白				
所 在	南都留郡山中湖村山中865番地873			余 白	事実証明書 4
家屋番号	865番873			余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	軽量鉄骨造かわらぶき2階建	1階 2階	101.20 54.39	平成28年12月23日新築 〔平成29年1月6日〕	
所 有 者	南都留郡山中湖村山中865番地の873 持分2分の1 平 山 久 南都留郡山中湖村山中865番地の873 持分2分の1 平 山 D				

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成29年1月10日 第117号	共有者 南都留郡山中湖村山中865番地の873 持分2分の1 平 山 久 南都留郡山中湖村山中865番地の873 2分の1 平 山 D

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成29年1月10日 第118号	原因 平 山 久 28年 債権額 利息 平 山 久 満期の 損害金) 債務者 73 平 山 抵当権者 号 都 留 共同担保
2	抵当権設定	平成29年1月10日 第119号	原因 債権額 利息 満期の 損害金) 債務者 73 平 山 抵当権者 号 都 留 共同担保

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			号 都留信用組合 共同担保 目録(世)第1666号

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成29年3月27日
甲府地方方法務局吉田出張所

登記官

天 野 太 門



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D27337 (1 / 3)

2 / 2

山中湖職員

村営墓地 自分名義に

無断で書き換え 関係6人を処分

山中湖村の50代の男性課長と40代の男性係長が、無断で村営墓地2区画のデータを書き換え、それぞれで自分の名義にしていたとして、昨年12月に減給10分の1、1カ月分の懲戒処分を受けていたことが24日、村への取材で分かった。2人は使用料10万円の支払いを含め、利用開始に必要な手続きをしていないにもかかわらず、問題発覚まで約半年にわたり墓地を利用できる状態だった。村は2人が名義変更したことを知っていた職員1人を戒告処分としたほか、墓地管理の担当課に所属していた職員3人を文書や口頭注意の処分としている。

〈笠井憂弥〉

帳について2人は、村の調べ
に「作った覚えはない」と話
まだこうした状況を踏まえ、

村によると、不正な名義変更が発覚したのは同村平野の村営墓地。減給処分を受けた課長と係長の2人は昨年2月ごろ、村役場のパソコンで、利用者がいない2区画にそれぞれ自分の名前を書き込んだ。墓地の利用開始には、村に申請書を提出し許可を得て使用料10万円を納める必要があるが、2人は必要な手続きをしていなかった。

2区画に墓石などは建てられていなかったが、2人は昨年春、年間3千円の管理料を支払ったという。

名義変更当時、係長は墓地管理の担当課、課長は別の課に所属。同8月、担当課の別

の職員が利用者がいないはずの2区画で管理料の支払いがあるのを不審に思い、確認したところ、名義が2人の名前になっているのに気付いた。村の調べに対し、課長と係長は「軽い気持ちで名前を入力し、そのままデータを消し忘れてしまった。墓地を所有していた認識はない」と説明。管理料を支払ったことについては「(納付を依頼する通知が届いたのが)おかしいとは思ったが、支払ってしまった」などと話しているという。

一方、村役場には墓地利用者の住所などのデータをまとめた台帳があり、2人のものも作成されていた。だが、台

村は「2人が墓地を不正に取得しようとした意図は確認できない」としている。
大森修副村長は「信頼を徹底していきたい」として失墜させる行為で謝罪したる。

山中湖村長ら減給

不祥事相次ぎ職員も処分

山中湖村の高村文教村長は10日、相次ぐ村職員の不祥事で村の信頼を失墜させたとして、自身の給与を2カ月間、

1割カットする条例案を12月定例村議会に提出し、賛成多数で可決された。村職員による村営墓地の区画テータ書き

換えや、村のキャラクターの無断使用問題を受けた対応。村は同日、キャラクターの無断使用に關係した職員4人を減給などの懲戒処分にしたことを明らかにした。

高村村長は、本会議冒頭の所信表明で二つの問題に触れ、「村民の信頼を大きく失墜させた。行政のトップとして責任を痛感しており、自らを律し、襟を正すため給与の減額措置をとる」と自身の給与を減額する考えを明らかにした。

大森修副村長は給与を1カ月間、1割カットの処分とし、いずれも可決された。村のキャラクター「姫まりもちゃん」をめぐるのは、村が原作者に無断でデザインを使用していたことが明らかになり、村が原作者に賠償金を支払うことで10月に和解が成立している。

村は原作者から承諾を得るなどの確認を怠ったとして、50代の男性課長を減給1割、2カ月の処分とした。また別の50代の男性課長と40代の男性係長を戒告、20代の男性職員を口頭注意処分とした。

高村村長は取材に対し「村民に心配や迷惑を掛けたことを、心よりおわびしたい」とあらためて陳謝した。

〈笠井憂弥〉

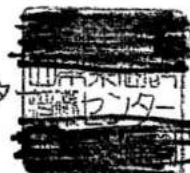
建築基準法第6条の2第5項の規定による
確認審査報告書

事実証明書 6

第160657号
平成 28. 9. 5 日

山梨県知事 様

公益社団法人 山梨県建設技術センター
理事長 河西 秀樹



下記による計画について、建築基準法第6条の2第1項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査を行ったので、同法第6条の2第5項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査の結果を報告します。

記

1. 建築主、設置者又は築造主氏名

平山 久

平山 ひみ

2. 確認審査の結果 適 合

3. 確認済証番号 第160657号

4. 確認済証交付年月日 平成 年 月 日 28. 9. 5

5. 確認を行った確認検査員氏名 小川 裕之

6. 構造計算適合性判定の結果

7. 適合判定通知書の番号

8. 適合判定通知書の交付年月日

9. 適合判定通知書の交付者

10. 建築場所、設置場所又は築造場所

南都留郡山中湖村山中宇北島865-873

11. 建築物、建築設備若しくは、工作物又はその部分の概要

(1) 建築物の名称

(2) 主要用途

一戸建ての住宅

(3) 工事種別

増築

(4) 敷地面積

490.21㎡

(5) 延べ面積

申請部分

155.59㎡

申請以外の部分

39.57㎡

合計

195.16㎡

(6) 申請棟数

1棟

(7) 主たる申請建築物の構造

鉄骨造

(8) 主たる申請建築物の階数

地階を除く階数（地上階数）

2階

地階の階数

0階

連絡先

公益社団法人 山梨県建設技術センター

担当者 班長 小川 裕之

TEL 055-232-0527

富士・東部建設事務所
28.9.-8
富士 東 建 第 7510 号

EX DB

3号 富士・東部建設事務所